

收す。

他地方の纏頭は、概ね地方官に納税するの規定あるも、哈密回部親王は同治回亂の際に方り、軍費を献じ、且つ回匪の首領を捕へたる功を以て、當地に於ける纏頭の租税は、悉く之を王爺に納むることゝ定めらる。然れども其の納めたる税穀の收支は、王爺と地方官とを問はず、皆巡撫に報告するの制とせり。

地方官及王爺の往來は、極めて少なきものにして、訴訟公事等の萬己むを得ざる場合の外は、互に會見する事なし。而して會見の必要ある時は、地方官より往訪するものとす。然れども地方官の王爺を侮蔑するの情あるは、自ら話頭に現れたり。

商業は比較上活潑なり。而して商權は全く纏頭回民の手に有り。露商(カザン州の回教徒)は四軒ありて、其の店頭(教徒)に陳列する所の物は、悉く露貨ならざるは無く、反物(唐子、毛繻子、更紗等)、鍋、釜、茶釜、バケツ、水差、湯飲、緞通、洋蠟、マッチ等を主とし、其の價格大略更紗一尺銀七分、唐繻子同一錢、毛繻子同一錢三分、洋蠟六本入三錢五分、水差一箇一兩、洋火一包一錢、我國品には、マッチ、金巾を見るのみにて、其の價金巾一尺一錢、マッチ一包又一錢とす。

地方官と
王爺

商業